

質問第七四号

桜を見る会にいわゆる反社会的勢力の人物が招待され出席していたことに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十一月二十七日

小西洋之

参議院議長 山東昭子 殿



桜を見る会にいわゆる反社会的勢力の人物が招待され出席していたことに関する質問主意書

一 菅義偉官房長官は十一月二十六日の記者会見で、安倍総理主催の「桜を見る会」にいわゆる反社会的勢力が出席していたとの指摘について「出席は把握していなかったが、結果的には入ったのだろう」と述べている。この「結果的に入った」ところの反社会的勢力の人物は誰による、あるいは、如何なる組織による推薦によって内閣官房及び内閣府の取りまとめで招待者となったのかについて政府として調査し、説明されたい。

二 前記一について、当該反社会的勢力の人物は安倍総理の事務所から推薦された者であるか否かについて、事実関係を示されたい。

三 安倍総理主催の「桜を見る会」は皇族、衆議院議長及び参議院議長並びに最高裁長官、各国大使らが招待され、また、警察庁長官、警視總監、検事総長などの刑事司法当局の幹部らも招待される場であり、そうした場に反社会的勢力の人物が安倍総理の名義によって招待され出席していたのであれば、安倍内閣として責任を取り、総辞職するべきではないか。

右質問する。